

第2章 計画が目指すもの

1 計画の目標

歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを推進計画の目標とします。

2 計画の基本方針

計画の目標を達成するため、次の基本方針に沿って、ライフステージに応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりに関する施策を展開します。

○歯科疾患の予防

むし歯や歯周病等の歯科疾患の成り立ちと予防法について、広く県民に普及啓発を行うとともに、健康増進対策（一次予防）に重点を置いた施策を推進します。

○口腔機能の維持・向上

良好な口腔機能を獲得し、その機能を維持・向上することは、食べる喜び、話す楽しみ等の生活の質（QOL）を保つことと深くかかわっています。生涯にわたって自分の口から食べることができるよう口腔機能の維持・向上を目指す取組を推進します。

○特に配慮が必要な分野における歯科口腔保健の推進

障害者（児）、要介護者などで定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下、同じ。）又は歯科医療を受けることが困難な人に対して、その状況に応じた支援を行うとともに、妊産婦や基礎疾患を有する人など、特に配慮が必要な分野における歯と口腔の健康づくりを推進します。

○歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備

歯科疾患の早期発見及び早期治療が可能になるような歯科保健医療提供体制を整備するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進していくため、歯科口腔保健に携わる人材に対して、適切な情報を提供し、研修を実施する等、資質向上に努めます。

計画の目標

歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生涯にわたる健康の保持・増進に寄与する



計画の基本方針

歯科疾患の予防

口腔機能の維持・向上

特に配慮が必要な分野における歯科口腔保健の推進

歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備

3 目標を達成するための施策の方向性

○ライフステージに応じた歯科疾患の予防、正しい知識の普及啓発

う蝕や歯周病等の歯科疾患を予防するため、ライフステージごとの特性等を踏まえた歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発を行い、歯科医師会等との連携により、適切な施策の推進に努めます。

○かかりつけ歯科医による定期的な歯科検診の推進

働く世代が歯科疾患予防の重要性を理解し、将来的な歯の喪失を防止するため、医療保険者、企業、市町等と連携し、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けることを推進します。

○生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

生涯にわたって口腔機能を維持・向上することは、生活の質を保つことと深くかかわっているため、誤嚥性肺炎の予防や術前・術後をとおした周術期の口腔管理等、関係機関と連携し、口腔ケアを実施する体制整備に努めます。

○障害者（児）及び要介護者に対する歯科口腔保健の推進

定期的に歯科検診や歯科医療等を受けることが困難な、障害者（児）や要介護高齢者等に対して、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図ります。

○病院歯科や医科との連携の推進

基礎疾患を有する患者に対して、適切な歯科医療を提供できるように相互に診療情報を提供する等、歯科診療所と病院歯科や医科との連携を図ります。

○歯科口腔保健に関する施策の総合的な推進

歯と口腔の健康づくりを担う保健医療従事者に対する情報の提供、研修の実施、その他の支援等、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するために必要な社会環境等の整備に努めます。

○歯科疾患の実態把握、施策推進のための関係各機関の連携

生涯にわたる歯・口腔の健康の保持・増進を図るため、歯科・口腔に関する罹患状況等を把握し、歯科医師会、地域、職場、学校等が連携し、適切な施策の推進に努めます。

○災害に備えた歯科保健医療体制の整備

被災者が口腔の衛生を確保できるような環境を確立し、災害発生時に誤嚥性肺炎等の二次的な健康被害が発生しないように、災害に備えた歯科保健医療体制の整備に努めます。

○歯科保健医療従事者の確保及び資質向上

歯と口腔の健康づくりに関与する保健医療従事者を確保し、多様化・高度化する医療ニーズに応え、適切な歯科保健指導を展開できるよう、各分野における関係者の資質向上に努めます。